

平成21年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成21年6月23日（火）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】ただいまより平成21年度第2回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。
お暑い中、お集まりくださいます、大変ありがとうございます。

まず、資料に基づきまして、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【区政情報課長】それでは、今回、本日の次第、資料13の「新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る保有個人情報の目的外利用について」から資料23の「老人福祉法・生活保護法に係る措置費等の支払事務の委託について」までと、資料8の「新宿区おたっしゅ運動出前講座の業務委託について」を事前に配布しております。

それから、本日机上配布の資料といたしまして、次第の差しかえ、それから資料24の「選挙広報の個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用及び業務委託について」となっております。

資料24につきましては、大変恐縮ですが、本日の審議事項に追加という形でお願いいたします。

また、大変申しわけございませんが、説明者の都合によりまして、資料15の「年金からの住民税特別徴収（引落し）に伴う外部結合の内容変更及び審査システムASPサービスの業務委託について」の審議を最初に変更させていただいております。

資料8の「新宿区おたっしゅ運動出前講座の業務委託について」は、前回漏れておりました収集に係る委託の部分の報告となっております。

資料については、以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、次第に沿いまして審議を進めてまいります。

資料15の「年金からの住民税特別徴収（引落し）に伴う外部結合の内容変更及び審査システムASPサービスの業務委託について」をご説明いただきます。

説明者の方はどうぞご説明よろしくお願いいたします。

【税務課長】税務課長でございます。

資料15になってございます。お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございまして、年金からの住民税特別徴収に伴う外部結合の内容変更及び審査システムASPサービスの業務委託についてでございます。

2ページに事業の概要を載せてございます。

事業名は、年金からの引落しでございまして、担当課は税務課でございます。

目的といたしまして、地方税法及び区税条例の規定に基づきまして、年金からの住民税引落しを実施し、納税の利便性を図るとともに、区に係る徴収の効率化を図るためでございます。

地方税法及び区の条例の規定により行う業務でございます。対象者は、住民税の納税義務のある65歳以上の年金受給者でございます。

事業内容については、1としては、対象税額としては、年金所得にかかる住民税。2の対象年金につきましては、老齢基礎年金などでございます。

特別徴収義務者としては、年金を給付する年金保険者となっております。

それから、特別徴収に係る通知ということで、この年金保険者と区の間で、情報のやり取りを社団法人地方税電子化協議会を経由いたしまして行うようになってございます。

それから、5の徴収の方法といたしましては、年金が支給される4月、6月、8月に仮の徴収をいたしまして、本税が固まった段階で、下半期の年金の支給月、10月、12月、2月に本徴収するものでございます。

ただし、今年度、開始に当たりましては、上半期は普通徴収で、下半期に特別徴収、年金からの引落しということになってございます。

6点目としては、年金からの引落しの順位でございまして、①の所得税から順番にして、住民税が最後に来る順番となっております。

それから、※のところでございますが、経路機関である社団法人地方税電子化協議会につきましては、既に20年11月11日に開催された第5回の審議会におきまして、承認済みでございまして、既に外部結合してございます。

続きまして、3ページでございます。

今回の諮問の事項でございます。

年金からの住民税引落しに伴う外部結合の内容変更ということでございます。

税務課が担当課といたしまして、名称としては、区民税及び都民税でございます。

情報項目の対象者は、先ほどと同様でございます。

それから、項目といたしましては、付属資料でございまして、5ページになってございまして、1の情報項目ということで、これは前段ご説明いたしました外部結合のときの内容と同じ項目となっております。(1)と(2)にそれぞれ載っておりますので、ご覧いただければと思います。

3ページの方にお戻りいただきまして、結合の相手方でございます。

まず1つ目は、地方税電子化協議会。こちらは、承認済みでございます。

追加になるものとしたしまして、LG-WANのネットワーク内で年金からの住民税特別徴収に係る審査システムASPサービスを運営する事業者ということでございまして、6ページの語句説明のところに、ちょっと開いていただければと思います。

6ページの(2)のところございまして、LG-WAN総合行政ネットワークでございまして、地方自治体の組織内のネットワークを相互に接続する行政専用のネットワークでございまして。

電子文書の公開や電子メール等行いまして、共同利用を可能とするものとなっております。

そして、(3)でございまして、このLG-WANの後、ASPということでございまして、先ほどご説明したLG-WANの中心基盤といたしまして、財団法人地方自治情報センターに登録されているASP事業者が各種サービスなどを提供する仕組みとなっております。

このASPにつきましては、アプリケーション・サービス・プロバイダというふうには呼ばれておりますけれども、業務用の応用ソフト、ネットワークを通して、顧客に提供する事業者ということになってございます。

この事業者におきまして、LG-WANのASP事業者というものにつきましては、登録が必要でございまして、地方自治情報センターが定める総合行政ネットワーク登録及び接続資格、審査要綱に基づいて、機器の環境、設置の要件ですとか、あと閉域性の確保などを審査した上で登録という形になってございます。

では、3ページの方にお戻りいただきまして、結合する理由でございまして。

地方税法の改正によりまして、21年10月から個人住民税の年金からの引落としが導入されることになってございまして、現在、総務大臣が経由機関として指定してございます地方税電子化協議会と直接LG-WANで現在結合してございます。

ただし、この方法につきましては、小規模団体等を想定した経過措置でございまして、最終的には、データやデータの送受信のチェックを行うための審査システムを経由いたしまして、地方税電子化協議会が運営してございます地方税のポータルシステム、エルタックスと呼ばれておりますけれども、総合のポータルシステムと接続することとされております。

区におきましては、この移行に当たりまして、LG-WANのネットワーク内でASPの事業者が運営する審査システムを利用する予定でございまして。

この外部結合に当たりまして、既に地方税電子化協議会と承認されている協議会と加えまして、このASP事業者も追加するものでございまして。

結合の形態といたしましては、LG-WANの回線を使用したデータの送受信でございまして。

て、開始時期は21年9月以降継続でございます。

情報保護対策につきましては、新宿区個人情報保護条例を厳守し、以下のとおり保護措置を講じるということで列記してございます。

また、L G - W A N の保護措置についても列記されたとおりでございます。

次に、4 ページに移りまして、報告事項もご一緒に関連がありますのでご説明させていただきます。

こちらは、年金からの引落しに伴う審査システムのA S P サービスの業務委託でございます。

担当課は、税務課で、名称は特別区民税、都民税でございます。

委託先が、社団法人地方税電子化協議会に登録されている、L G - W A N のネットワーク内で年金からの住民税特別徴収に係る審査システムA S P サービスを運営する事業者から入札という形になります。

こちらもおこの事業者におきましても、地方税電子化協議会で定めてございます審査システムA S P 事業者の登録時に関する要綱に基づきまして登録をされてございます。

例えば、財団法人日本情報処理開発協会によって、使用が認められているプラバシーマーク、そういったものの取得が要件となっているところでございます。

次に、情報項目でございますが、対象者につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。また、情報項目におきましても、先ほどの外部結合と同じ項目となっております。

媒体といたしましては、L G - W A N の回線とこの審査システムA S P サービスを利用してデータの交換を行うものでございます。

委託の理由につきましては、先ほどと同内容となっておりますが、後段、区が単独、開発、運用ということも手段としてはございますが、この審査システムA S P 事業者を利用することによりまして、導入経費、運用経費の利点、廉価であること。また、開発運用に対する人的負担についても軽減できるというもので事業者を委託するというところでございます。

内容につきましては、この地方税、ポータルシステム、エルタックスとの送受信を行うための必要な審査システムの運用、それから保守のサポートでございます。

時期としては、21年9月以降継続でございまして、保護対策といたしましては、特記事項7 ページになってございます。

秘密の保持、または目的外利用、第三者への提供等の禁止等々、こちらの特記事項をしまして、厳守するという内容のものでございます。

それでは、4 ページの方にお戻りいただきまして、情報保護対策につきましては、責任者、

取扱者等を指定する。また、ファイアウォール等のセキュリティ対策を施す、それから契約条項等の遵守、それから立入検査等も必要があれば行う。

あとLG-WANの保護措置については列記されたものでございます。

それから、5ページの方を見ていただけますでしょうか。付属資料では、2のシステムの概要図が載っております。

そちらで若干ご説明させていただきます。

区の税務のシステムがございまして、これを直接つながらないような形でのインターフェースを構築しまして、端末からLG-WAN、もう既に結合してございますが、そこから先ほどのASP事業者を介在いたしまして、この年金の特別徴収について、IP-VPNという表現がございまして、こちらは語句説明のほうの6ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

IP-VPNということで、こちらは、インターネット・プロトコルというものを採用した事業者の通信網上で構築された仮想的なプライベートネットワークでございまして、通信事業者が提供する閉域IP網、外部公開されていない通信網のことですが、このネットワークを構築することにより安全性というものが確保されてくるものです。

5ページにお戻りいただきまして、このいわゆる一般の専用回線等を通しまして、地方税電子化協議会のシステムでございましてエルタックスの方につないでいくという内容でございます。

説明は、以上になりますけれども、いずれにしても地方税法の改正によりまして、年金からの引落としというものが義務づけられてございまして、地方税法の施行規則によりまして、この経由機関として地方税電子化協議会が告示されて、定められてございます。そして、そちらの地方税電子化協議会の方法といたしまして、こういった結合が示されてございまして、この手段を現状採用して、利用するしかないというのが今の実情となっているところでございます。

説明については以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。

【川村委員】川村です。

何点かお伺いしたいというふうに思います。

委託理由という中で、区が単独で開発運用を行うよりということ書かれているんですけども、イメージとしてはわかるんですけども、実際その導入経費、運用経費等が廉価であるというところについてもう少し詳しくお伺いをしたいのと、あとASP事業者につきましては、この一定の基準を満たして、事業者として認定されているわけですけども、ちょっと具体的

にイメージができないもので、現在のこの状況につきましてお伺いをしたいというふうに思います。

では、2点、お願いします。

【税務課長】まず、導入経費でございますが、これはあくまでも試算の段階でございますけれども、区で単独で行った場合に、導入経費としては、約2,200万ほどかかってございまして、平年化して毎年約550万ほどかかるということでございます。

これをASP事業者置きかえますと、当初の導入経費が約500万円。そして、平年度化すると約200万円という形でございます。

それから、こちらの地方税のエルタックスの利用状況でございますが、その中での状況ですが、4月1日現在で1,787の自治体の中で、1,304の73%が加入されている状況です。私どもはまだこれから審議を受けて加入ということになります。その中で、この独自開発をしているところと申しますのが、これは単独で60団体ございまして、いわゆる都道府県が46で、政令市が14ということで、これは先ほどは自治体を越えた都道府県という形でカウントされますけれども、やはり大きなところでないとなかなかできないというのが実態と考えてございます。

それから、あとASPの事業者の基準ということでございますが、1つは、LG-WANの登録のASP事業者の登録の要綱なり、規約等約款がございまして、あともう1つ、地方税電子化協議会の登録の上での要綱と規約というものがございまして。その中には例えばサーバーの設置場所ですとかが決められていたり、先ほども申し上げたように、日本情報処理開発協会というところでプライバシーマークという、一定の情報のセキュリティの確保がされているかどうか審査をするところですが、それを取得することが要件となっていたりします。セキュリティに関しては、LG-WANの情報センター及び電子化協議会、そして、私どもと三者でセキュリティの確保、遵守できるように努力していきたいというふうに思っております。

【会長】どうぞ。

【川村委員】後ほどで結構ですので、大事なところだと思いますので、そちらのASPの関係の要綱や規約についても資料を提供していただければありがたいと思います。

【会長】どうぞ。

【税務課長】要綱と規約等ですね。資料、お渡ししたいと思います。

【会長】資料等、よろしく願いいたします。

ほかにごございましたらどうぞ。

どうぞ。

【鍋島委員】個人情報じゃないかもわからないんだけど、今まで銀行等から住民税を引き落としていた人がいますよね。そうするとこれになった場合は、18万以上だとそこから引落しもされると思うんですけども、その場合には、個人で引落しの解除とかそういうふうにするということをするわけですよね。銀行等ね。

【税務課長】自動的に10月から、口座から年金からの引落しに変わりますので、その手続き等は不要です。

【鍋島委員】今までやっていた人がいますよね。

【税務課長】今まで口座振替でされていた方も、もし年金の引落しの対象になった場合は、自動的に切り替わってしまうということになります。

【鍋島委員】そうすると切りかえは、今までの場合は、銀行に手続きをしたんですけども、その手続きの解除は個人でしないといけないんですか。

【税務課長】解除は不要になります。

【鍋島委員】そのところは個人情報じゃないですけども、よく知らせていただきたいと思っています。わからなくなってしまうものですから。

【会 長】ほかございましたら、どうぞ。

本件は、承認ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうもご苦労さまでした。

次に、資料13の「新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る保有個人情報の目的外利用について」の説明をいただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

【定額給付金担当副参事】総務部定額給付金担当の峯岸でございます。

それでは、かけて説明させていただきます。

まず、お手元の資料をごらんいただきたいと思いますが、事業名としましては、新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業でございます。

今回お諮りしますのは、定額給付金及び子育て応援特別手当金の給付を、基本的には住民基本台帳、あるいは外国人登録のある方に給付している事業でございますが、このたび、区として住民登録ができないDV等の被害者の方にも給付したいということで、DV被害者の情報の目的外利用、目的外の提供を関係課から受けて、事業を実施したいという趣旨で今回諮らせていただいております。

おめくりいただいて、事業の概要ですが、これは3月の個人情報審議会で外国人登録に係る目的外利用、それから全体の業務委託についてお諮りいたしましたので、事業の概要を委員の皆様がよくご承知かと思いますので割愛させていただきます。

現在、定額給付金20万世帯で8割弱の申請をいただいているところでございます。子育て応援特別手当につきましては、ほぼ9割の申請をいただいているという事業の進捗状況でございます。

それでは、別紙の目的外利用の様式に基づいて、説明させていただきます。

今回は、この目的外利用ということのみでお諮りさせていただきます。

DV被害者等のこの事業に関しましては、前回のように外部に委託せず、すべて職員が処理をする予定ですので、外部提供の予定はございません。

それでは、目的外利用のこのペーパーに基づきまして、説明させていただきます。

まず、保有元でございますが、女性相談員がいる福祉部生活福祉課、福祉部保護担当課が保有するここに書かれた業務、生活保護世帯に対する法内援護、女性及び母子緊急一時保護の事業のために生活福祉課が保有する情報、情報の内容は別紙のとおりでございます。詳細、多岐の内容にわたりますけれども、定額給付金担当の事業で利用する情報といいますのは、この情報のうち、保有元がDV被害者の実態を把握している者の次に掲げる情報。

これは定額給付金及び子育て応援特別手当金の給付に必要な申請書送付先、給付金金額確定のためにのみ必要な情報をこちらで目的外利用をさせていただくということになります。

続けて、1枚さらにおめくりいただいて、子ども家庭部子どもサービス課の保有情報。これは児童手当関係です。子どもサービス課が児童手当の給付資格台帳という形で保有している情報、これも裏面に詳細な内容は添付させていただきましたが、この中で、定額給付金及び子育て応援特別手当事業実施のために必要な情報ということになります。

左欄のうち、利用する情報項目として、ここに記載させていただいている内容を目的外利用させていただきたいということで、お諮りをしているところです。

利用開始時期としましては、この審議で承認をいただき次第、特例の給付に関する要綱を定めさせていただいて、速やかに実施していきたいというふうに考えているところでございます。

資料の説明は以上のとおりです。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

本件は、承認ということによろしいですか。

【小菅委員】すみません。

特に、DV関係で、文書の保管ということなのですが、保管の状況とあるいはその場所、保管の該当責任者等をちょっと確認、前にも出ていたかと思いますが、再度確認、教えていただきたいということです。

それから、特に、DV関係でも嚴重に、目的外使用の期間を厳守していただきたいということをお願いしたいと思います。

【定額給付金担当副参事】所管課の定められた保有期間がございますけれども、定額給付金対策室としましては、申請書という形で、ご本人からいただいた場合、5年間、保管義務があります。5年間の保管に関しましては、該当者、約40名強というふうに把握しております。さほどの分量になる書類ではないと認識しておりますので、きちんと管理を徹底していきたいというふうに考えております。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

では、本件は承認ということにさせていただきます。

どうもご苦労さまでした。

承認というのは、反対意見がない場合の、諮問事項に関してのことでございます。

では、次の項目にまいります。

資料14の「人材育成センター事業に係る人材育成アドバイザー業務委託について」でございます。

ご説明、よろしく願いいたします。

【人材育成担当課長】人材育成担当課長の山本でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料14をごらんいただけますでしょうか。

人材育成センター事業に係る人材育成アドバイザー業務委託についてご報告申し上げます。

資料の2ページ目をお開きいただきますでしょうか。

今回の人材育成アドバイザー業務委託事業でございますけれども、事業内容でございますように、21年度から自己の職務経験の振り返りと将来像（ビジョン）の設定、目標管理型人事考課制度の理解を通じて、仕事の将来展望や組織貢献目標を明確化にし、主体的な行動を促すことを目的に21年度から自己・自立型職員研修を実施する次第です。

この研修は21年度から23年度の3年間で全職員受講としますけれども、特に、今回ご報告申し上げたいのは、特に33歳、43歳、53歳のこの職員に対しまして、2日間の重点研修を実施い

たします。

その際に、資料の3ページをお開きいただきますでしょうか。

職員フォローアップシートというものを記入することになります。

この2日間の重点研修の中で、まず資料3ページの中の、私のキャリアビジョン、仕事人生の中の中長期目標を5年ないし10年タームで、自ら記入していただく。それに対しまして、この人材育成アドバイザー業務委託の会社に、その下にございますように私のキャリアビジョンに対する研修講師からのコメント。こういうことを委託するものでございます。

なお、この職員フォローアップシートにつきましては、職員、個人が保管し、人材育成担当課での情報の保有は行うものではございません。

流れ図としては、その下に書いてありますように、私どもがずっと保有するわけではなくて、中間媒体として、職員から集めて業者へ委託し、また業者から回収して職員へ戻す、大雑把に言えば、そういう形の流れになっております。

対象人数としましては、21年度に関しましては、33歳、43歳、53歳、下にございますように、40名、60名、80名の計180名の人数に及びます。

それから、資料の4ページ目をお開きいただきますでしょうか。

ここにございますように、区の保有情報としては、人事管理ということで、下にございますように職員番号以下、職員の承認年月日までは、これは電子情報において持っております。ただし、先ほど説明申し上げましたように、職員フォローアップシートの職員番号から職員のキャリアビジョンは私どもで打ち出すのではなくて、職員自ら自分でお書きいただく。

さらに、先ほどご説明申し上げた私のキャリアビジョンのところを書いた上で、それで右側にございますように、そこのシートを委託業者に委託するということです。

なお、この委託先については、この資料を上げた際には未定でございましたけれども、6月3日に株式会社ビジネスコンサルタントという会社と契約を締結が成立しております。

いずれにいたしましても、これからの自己・自立型の職員の育成について必要不可欠な業務委託だと考えております。

なお、最後に、先ほどご紹介しました委託業者に決定しましたビジネスコンサルタントにおきましては、個人情報保護マネジメントシステム遵守に当たって、個人情報保護方針及び個人情報管理規定を定めており、2006年4月にプライバシーマークの付与認定を受けていることも報告を受けておりまして、委託業者におきましては、内部統制、コンプライアンスがしっかりしている会社ということを申し添えさせていただきます。

私の説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞご発言ございましたら、よろしくお願いいたします。

【川村委員】川村です。

特記事項の中で、具体的にちょっとわからないので、教えていただきたいんですけども、6の中で、再委託の禁止というところで、個人情報除いた情報に係る業務というのは、この全体の業務の中でどういうところがあるのかなというのがわからなかったのも、そこを仕分けのところを教えていただければと思います。

【人材育成担当課長】一応、再委託の禁止になっておりますけれども、この人材育成アドバイザー業務委託に関しましては、再委託は全然想定できておりません。あり得ません。

この会社に直接委託してそこから講師を派遣していただきますので、例えばご懸念かどうかわかりませんが、私どもが提供した、このフォローアップシートをこのビジネスコンサルタントがまた別の会社へ採択するということは想定できませんし、逆にこの受託会社のほうでも、その再委託の禁止というのが内部保護管理規定でありますので、そういうことでございます。

【会長】どうぞ。

【小菅委員】180名もの職員の貴重な資料が得られて、人事考査等の参考にするわけですが、フォローアップシートは個人職員で保管するというように書いてありますが、それに間違いはないかどうか。

【人材育成担当課長】はい、そのとおりでございます。職員個人一人一人が管理するというようにございます。

【小菅委員】その4ページの下のほうに書いてあります委託業者との保護対策の中で、これは何を保管するんですか。

【人材育成担当課長】要するに、職員が研修を受けまして、このフォローアップシートを研修が終わった後に回収いたしますけれども、その業者に渡す間に若干時間のタイムラグがある場合に、私どもの金庫に保管すると、そういう意味合いでございます。

【小菅委員】ああ、そうですか。わかりました。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】 そうすると委託業者さんのところには、この個人に渡されたものは行くわけですよ。そうすると、そこがコピーしたりはしないわけですよ。

【人材育成担当課長】 基本的にそういうことはさせないようにしてます。

【鍋島委員】 じゃあ、それはどこにそういうことはさせませんという特記が入るんですか。この何条に。そのコピー等は。これ、ちょっといつもと違いますので。

【人材育成担当課長】 複写等の禁止というのが、特記事項の……。

特記事項の第5項目に複写等の禁止というのもございますけれども。

【鍋島委員】 ああ、そうですか。それで足りるわけですね。

【人材育成担当課長】 はい。それと先ほど申しあげましたように、受託会社のほうでも内部管理規定で、こちらの承諾なしにはできないようになっていますので。

【鍋島委員】 その内部規定っていうのは出てないですか。

【人材育成担当課長】 ここにはちょっと、はい。

【鍋島委員】 そうですよね。できればさっきのじゃないですけど……。

【人材育成担当課長】 ああ、そうですね。

【鍋島委員】 やっぱり個人情報ですから、出していただければと。大事なことから。

【人材育成担当課長】 はい。

【会 長】 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

【林委員】 ちょっと伺いたいんですけども、本来ここで我々がちょっと審議というか、関心ある終始一貫、今回だけ申しあげても、あれなんですけど、ちょっと曖昧模糊としているところがあるもんでね。

例えば、ここに人材育成アドバイザー委託講師ってありますけれども、一見、これいかにも公的なそういう有資格者のようにもとれるんですけども、今、課長おっしゃったように、私どもが調べているから、外部委託先は安心して大丈夫ですと言うんですけども、本来、むしろそういう漏れるとか、そういう問題を起したり、それから各県でいろいろ判例にも出ているように、負けちゃっているような最高裁の判例で出ているわけですけども、その中に行くと、本来我々のところにこういう業者だから、課長が大丈夫ですとおっしゃっても、今、質問が出ていますように、本当に個人情報を守るのはこの人たちのことですから、これは全部大体区がやられているというのは、外部委託が多いんですよ。今回は、先ほどの方も外部委託しないでということもあるんですけども、外部委託の業者さんはこういう特記事項、こういう覚書あ

ります、こういうあれでもってやりますというようなことなんですけれども、審議する私なんかでは前から申し上げて疑問に思っているのは、本当に大丈夫なんだろうかというのは、約六百数十万社の登録されている有名な、具体的には名前を出しませんけれども、外部情報会社の中で、こういうことをやっている会社というのは、極めて少ないんですね。そうすると調べようと思うと、ネットでも何でもそういうものの評価というものが出てくるんですけど、本来本当に課長のほうから、これこれこういう社名で、これこれこういう業績で、これこれこういうようなコンプライアンスは大丈夫とおっしゃるんですけども、何が大丈夫なのかはやはり私どもとしては、ちょっとそこら辺のところ、本当に大丈夫なのかどうかという、要するに具体的にわからないまま審議が終わっちゃうみたいな。そういう感じがするんですね。

だから、具体的にこのアドバイザーって何なんだろうみたいな、この人たちはアドバイザーという、そういう抽象的な表現に我々安心しちゃう可能性はあるんですけども、もともと考えてみると、この人たちが、問題を起こすとしたらここですから。

先ほど委員の方が言われたみたいに、我々というか、百数十人の方のあれが全部こういうところに行ったりするわけですから、この具体的なあれは、全くお任せしちゃっていいのかわかりかねます。ちょっとすみません。

【人材育成担当課長】今のお答えになるかわかりませんが、私ども、人材育成アドバイザーという位置づけがなかなかすぐにストンと入るかどうかというのがありますが、これは要は先ほどご紹介申し上げたビジネスコンサルタントという民間の研修会社、コンサルタント会社でありまして、我々、これを選定するに当たりまして、当然研修を初めとする人材育成アドバイザー業務の当然優位性等もプロポーザル方式によってやりました。

その際に、1つの選定ポイントとしてはこういう業者はいろいろあるんですけども、例えば個人でコンサルタントをやっているところをまとめてやっているような会社、例えばここで名前を出していいかわかりませんが、日本経営協会みたいなところは個人事業主をまとめて出している。

ただ、そうすると一人一人のコンプライアンスなり、個人情報の考え方は多少隔たりが出てくるのかなというのがありまして、しっかりしたその辺も含めた、きちんと会社の社員で、しかも内部統制なりコンプライアンスがしっかりした会社というのも1つの視点で、今回選択した次第なわけです。

先ほど、今ちょっとここには資料はお出ししておりませんが、この会社の情報によりますと個人情報保護方針、個人情報管理規定を含めて、プライバシーマーク付与認定を受けて

いるということもありますので、私どものは大丈夫かなと思っております。

【林委員】大分お調べになったと思うんですけども、簡単な方法として、100点満点で、その会社の外部評価、公的な評価が出ているはずなんですね。こういう個人情報保護法のあれでもって決められて、何点ぐらいの会社でしたかね。

【人材育成担当課長】……。

【林委員】大丈夫、大丈夫って、100点満点、100点だから大丈夫と言えるわけで、90だとちょっと疑問がでるとか。

【人材育成担当課長】何点という……。

【林委員】それは、点数評価がされている場合がほとんどなんですよ。ですから、点数でもって一目瞭然でわかりやすいんですけどもね。

何でこんなことを申し上げるかという、他県でまた発生しましたけれども、もうちゃんとそれは結論も出ているんですけども、要するにそういうもののそこを突っ込まれて、その行政の方があれした場合に、それを請け負った会社の個人情報、名簿をつくって、それで個人情報を目的外どころか、もうそれを転売したんですね。

それをそのときの議会の議員さんたちが、改めて、これね、もう3年目なんですよ。新聞にも出ていますし、あれですけども。そこを突っ込まれちゃって、結局行政側が敗訴したわけです。それで弁償金を出しているんですけども、そのときに一体全体、審議のときにそういう会社のあれを本当に公明正大な会社かどうかをしたのかというようなことは、争点になったみたいですね。

そのときにやっぱりやったら、大体こういうところは資金繰りに苦しいのはもうご存じだと思いますから、約35万社出ていますけれども、そのうちの8割方はこういう会社さんは名前は立派なんだけれども、コンプライアンスも立派でも、資金繰りに非常に苦しい会社が多いですから、これは外部委託が来る場合はほとんど多いですから、私、また同じことを聞かせていただきたいと思うんですけども、区の方も、私どもで大丈夫だからということとはなかなか言い切りは難しいんじゃないかなとは思いますが。すみません。

【人材育成担当課長】ありがとうございます。

【副会長】今の問題は、議論していればきりがいいことなので、我々としては、フォローアップシートが最終的には個人情報として流れ出るのかなというふうに理解しまして、要するにこのシートを誰と誰が見て、誰が見ないようにしているのか。

例えば、よくわかりませんが、このシートに閲覧した人の名前を書き込む欄をつくる

とか、何かこう誰が見て、後で問題になったときに、誰が見た、その閲覧してない人が持ち出したとすれば、情報を持ち出した人としては、それは別の問題とか、何かちょっとこの情報を向こうの内部でどういうふうに扱われたのかというのを後でこっちでフォローできるというか、チェックできるように、何かちょっと、私の言った方法がいいかどうかちょっとわかりませんが、何か個人情報が出ていく相手の会社の内部の流れを各シートというか、各情報ごとに記録してもらうような方法でもしていただければとりあえずしようがないかなと、事前に予防、予防といってもきりが無いと思うんですよね。

ですから、情報の流れていく、実際に流れた流れを記録していただくことにしていただけたらどうでしょうか。

【人材育成担当課長】はい。貴重なご意見ありがとうございます。

受託者側で、どういう流れになるか、トレースできるようなことを考えさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

【会長】よろしく申し上げます。

どうぞ。

【鍋島委員】ここは、個人情報の保護の区の法律規則をつくって、それで審議しているわけですよね。そのときに、行政が、今、林委員がおっしゃったように、そういうものを見て、それで何点だからじゃあこの委員会は許可しますよという項目はその規則の中ではつくらなかったんですよ。だから、そこまでこの委員会に責任を負わされるのであれば、もうすごい協議をしないといけないと思うんですよね。

これが入っていれば、今のような林委員のことまでしないといけないかもしれませんが、そこまで私なんかは責任を負えないと思うんですよね。

だから、行政のほうはあくまでもなるべく最善を尽くしていただくように規則はできていますから、それをもし点数があつたって、悪いことをするんだつたら点数は役に立たない場合もありますから、やはりさっき言いましたように、会社の個人情報の規則とここの規則に照らして、よければいいんじゃないかと私なんかは思いますけど。

【会長】林委員のおっしゃったことも大変大切ですが、とりあえず課長がおっしゃった具体的な調査方法を今度お知らせいただければと思います。

ほかにございましたら、どうぞ。

では、本件は報告、了承でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】了承ということにさせていただきます。

【人材育成担当課長】どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

【会 長】ご苦勞さまでした。

続きまして、資料16にまいります。

「介護保険べんり帳の封入封かん委託及び配布委託について」でございます。

どうぞ、ご説明よろしくお願ひいたします。

【介護保険課長】それでは、資料16に基づきまして、介護保険べんり帳の封入封かん委託及び配布委託についてをご報告させていただきます。

2 ページ目、裏面をごらんください。事業の概要でございます。

担当課は、福祉部介護保険課、目的としましては、介護保険制度を区民へ周知するため、でございます。対象者は、75歳未満で、要支援、または要介護の認定を受けている者及び75歳以上の者全員でございます。

内容でございますが、1 つには、介護保険制度の周知を目的としまして、21年度版介護保険べんり帳を対象者に個別に送付するものが1 つございます。

対象者は約3,100名で、そのうち1 つの1,800名が75歳未満で要支援または要介護認定を受けている方々です。

2 つ目には、75歳以上の方のうち、介護保険課から家族の方などですが、通知の送付先を本人以外に別途指定されていらっしゃる方、1,300名に対して送るというものでございます。

2 つ目には、制度の周知を目的としまして、75歳以上の介護保険第1号被保険者のうち、1番目の(2)の通知先を本人以外という方を除く全員に対しまして、民生委員さんを通じまして、個別配布、これは配布委託となるものですが、そのために封入封かんを委託しているというものでございます。

3 のところの説明になるのですが、1番目のところについては、対象者の宛名、ラベルを区が作成しまして、べんり帳という冊子と送付先のががみ、封入用封筒とともに、それらを業者に手渡ししまして、封入封かんの業務委託を行うというものでございます。

2 つ目のものにつきましては、民生委員さんの郵便番号、住所、氏名入りの名簿を区が作成しまして、介護保険べんり帳と送付のががみとともに業者に手渡しをいたしまして、やはり封入封かんの業務委託を行うというものでございます。

それで4 つ目に、本来でしたらここに記載していなければならなかったものがちょっと記載

が漏れておりますので、口頭でご報告申し上げますが、民生委員さんに送付しましたべんり帳につきましても、介護保険制度の区民への周知を目的としまして、個別の配布業務を委託するという事で、配布していただいているという事業内容でございます。

恐縮ですが、3ページをごらんいただきたいと思っております。

今、申し上げたことをもう少し具体的に説明させていただきます。

まず、委託先でございます。封入封かん委託は、東栄情報サービス株式会社でございます。

配布委託につきましては、先ほど申し上げました民生委員274名に対してでございます。

処理させる情報項目は、対象者の住所と氏名でございます。

媒体は紙でございます。

委託理由は、介護保険べんり帳の配布のためでございます。

委託の内容です。先ほどの内容と若干重複しますが、75歳未満の要支援、要介護認定者及び75歳以上で介護保険課からの送付先を本人以外に特に指定している方へ個別郵送をするため、対象者の住所、氏名を印刷した宛名ラベルを受託者に渡し、封入封かん作業を委託いたしました。

2つ目には、75歳以上の被保険者に民生委員を通して個別配布するために、民生委員の住所氏名を記入したリストを受託者に渡し、封入封かん作業を委託したというものでございます。

ここも1つ漏れているので大変申しわけありません。

3つ目には委託の内容としまして民生委員さんには担当地域の75歳以上の介護保険第1号被保険者のリストを送付先を別途委託している方は除いていますが、そのリストを渡し、配布業務を委託したというものでございます。

封入封かん委託の開始時期及び期限は、21年4月1日から4月16日まででございました。

配布委託、民生委員さんに対しましては、21年4月15日から5月27日までの間でございました。

委託に当たり区が行う情報保護対策としましては、契約に当たりまして、別紙特記事項を付させていただきました。業務終了後は、提供した民生委員の名簿は全件回収いたしました。

民生委員にお渡しした配布リストは、やはり配布業務終了後、全件回収をいたしました。

受託事業者に行わせる情報保護対策としましては、最小限の作業員のほかは個人情報に接しないということ、またその他契約書に記された個人情報保護対策を徹底するというものでございました。

以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それではただいまの件は了承ということにさせていただきます。

どうもご苦勞さまでした。

では、次の事項にまいります。

資料17の「訪問看護ステーション就職希望者に対する体験実習研修委託について」でございます。

それでは、ご説明、よろしくお願ひいたします。

【健康推進課長】健康推進課長でございます。

初めに、訪問看護ステーション就職希望者に対する体験実習研修の委託についてでございます。

こちらは、内容は後ほどご説明します。

条例の根拠としましては、第14条第1項による事前報告でございます。

事業の概要ですが、区内の訪問看護ステーションに就職を希望する方に対する体験実習研修を実施するものでございます。

担当課は健康推進課。目的は、訪問看護ステーションの人材確保でございます。

対象者は、先ほど申したとおりでございます。

事業内容ですが、訪問看護ステーションの人材確保を目的とした体験実習で、期間としては、お1人につき3日間、会場は区内の訪問看護ステーション13カ所でございます。定員は10名でございます。

次についてございますのは、区内の訪問看護ステーション13カ所で、白十字訪問看護ステーション以下、ハッピー百人町・訪問看護ステーションまででございます。

次に、別紙の説明でございますが、情報の保有課は、健康推進課、登録業務は在宅療養支援事業でございます。

委託先は、訪問看護ステーション。先ほどご覧いただいたものです。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目でございますが、研修受講者の氏名、住所、電話番号でございます。

記録媒体は紙です。

委託理由は、訪問看護の体験実習のため。

委託の内容は、オリエンテーション及び訪問看護の体験実習でございます。

委託の開始時期ですが、現在のところ募集しておりますが、まだ応募者はございません。実際に、就職を希望する者があつたときから、委託契約を締結し、研修を実施しますので、開始時期はこれからなんです、21年度事業でございますので、終期は年度末でございます。

委託に当たって区が行う情報保護対策ですが、契約に当たっては、別紙のいつものような特記事項を付すものでございます。

受託事業者側に行わせる情報保護対策としましては、情報の取扱いの責任者と取り扱う者をあらかじめ指定させます。提供された情報は施錠できる場所に保管させる。というものでございます。

大変簡単ですが、説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、ご発言、よろしくお願いいたします。

どうぞ、林委員。

【林委員】ちょっと教えていただきたいんですけども、これは、結局前回別の形でもって、大手の総合大学病院等のあれでもって、同じ社名が出て、その看護師さんたちがこのところの見学というのがありました。もちろんあれは承認されているわけですけども、何かこれは似ている形ですけども、今度不特定多数の方の、どういう方がどういう形で、これと個人情報保護は、私だけなんでしょうけれども、あまり理解できないんですけども、どういうふうにかかわってくるのかなということと、あとは特記事項というのがここで言う、乙とか自分で考えてみたんですけども、ここで言う乙というのは、具体的に誰でどういう意味がこれを負わせるのかなと、ちょっとわからなかったんですね。

最後に、3つ目はここで言う1から13までの社名が、この間のあれと見比べてみたら、全く同じあれなんですけれども、これは新宿区の中でも、白十字というのはかなり有名な大手のあれだということは私も聞いてますけれども、ここは要するに個人情報保護の管理が要するにコンプライアンスがきちんとしている会社とか、そういう根拠で全く同じ会社がこの間と、今回も出ていますのでね、そのところをちょっと教えていただけますか。

【健康推進課長】1点目でございますが、先般、ご審議いただいた案件は、区内の病院に勤務している看護師が訪問看護ステーションの事業を学習し、患者さんの在宅療養を進めるために、その一助になればという研修でございました。

この度、ご審議いただいておりますのは、訪問看護ステーションに看護師として勤務したい方々の体験実習でございますので、対象者の実際の現在の状態が大学に勤務する看護師であるか、看護学校に通っている、あるいはフリーの看護師であるか。そういう違いがございます。

2番目でございます。特記事項の乙は、委託契約に添付するもので、この場合の乙は受け入れをするこの13の訪問看護ステーションのどこかの意味でございます。

3つ目のお尋ねの13の訪問看護ステーションですが、区内は新宿区直営の訪問看護ステーションがある以外は、この13がすべてでございます。合計で、区内に14の訪問看護ステーションがございますので、新宿区直営のところ以外にこうして委託をお願いしてございます。

【会長】 よろしいですか。

【林委員】 要するに、そういう不特定多数の、現在は病院にお勤めしてないけれども、例えば高校生の人とか大学生の人とか、要するに将来こういうところに就職してみたいなという女性の人为主だと思えるんですけども、若い方を対象に、その人たちに、個人情報の保護というのはやはりそこを受け入れるこの会社が目的になるわけですね、この13社がということでもいいわけですね。

【健康推進課長】 ここで扱う個人情報は受講者の研修を受ける人の氏名、住所、電話番号ですから、13の訪問看護ステーションがこの情報をしっかり管理していただくというものでございます。

【会長】 どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】 ちょっとお聞きしたいんですけども、今の個人情報に関して、ここの事業の概要の目的が訪問看護ステーションの人材確保が目的だと書いてありますよね。要は、訪問看護ステーションに3日間の体験実習に入ることなんですけども、人材確保という目的におきまして、ここで収集した個人情報というのは、そういうもので使われる可能性もあるということですか。

【健康推進課長】 実際に、訪問看護ステーションは人手不足に陥ることもございますので、人材確保のためには、訪問看護ステーションで実際に体験していただいて、訪問看護ステーションの看護師の仕事に生きがいを見い出してもらいたいという気持ちが私どもこの事業の実施主体としてはございます。

その上で、訪問看護ステーションが勧誘のために使うというのは、基本的には今はこの契約においては考えてございませんが、その訪問看護ステーションの仕事ぶりをご覧いただいて、そこで体験して、そこに実際に就職をされるということも想定しているところでございます。

【会長】どうぞ。

【ひやま委員】ということは、ここで収集した個人情報はその実習後、何らかの形で勧誘とか何かに使用する可能性も出てくるということですか。

【健康推進課長】その件については、その場限りの、体験実習限りの個人情報として扱っていただきます。

ただ、そこで実際に訪問看護ステーションの人材となることについては、望ましいことの1つかなと期待してございます。

【ひやま委員】最後に1つお聞きしたいんですが、ここで収集した個人情報はどういう形で最終的には処分されるんですか。例えば、いつぐらいに処分されるんですか。

【健康推進課長】実習が終わって、ご縁が切れればそこで破棄されるものでございます。

ただ、そこで就職をされれば、その際の履歴書その他で全く同じ内容がそこに保存される可能性はございますが、別の個人情報でございます。

【赤羽委員】赤羽ですが。

もちろん期待するところの事業なんですけど、例えば現実的には介護保険のサービスを利用されている区民のご家庭にこういう人たちが派遣されるわけですね。そういった場合の、委託先、それぞれの訪問看護ステーションの委託先が、いわゆるスタッフの方たちが手に入れるであろうさまざまな個人情報に関しての、やはり指導という面では、それぞれ皆さんきちんとお持ちだとは思いますが、いわゆる個人のお宅に入って、個人のいろいろな部分のことで、各訪問看護ステーションサイドの、いろいろな人が来るということを想定した場合の指導性みたいなところというのは、どういうふうに担保されているんですか。

【健康推進課長】こちらで体験実習をする人たちは、看護師の免許を持っている方ばかりでございまして、実際に訪問看護ステーションの看護師と同行して、訪問看護に行かれた、そこで得た個人情報の扱いなどについては、医療従事者として厳しく守秘義務がございまして。

【赤羽委員】もちろんその通りで、看護師さんとしてはそういったことはそうなんですけど、でも介護保険という制度の中での立場というか、その辺はどうなんですかね。

言い方がちょっと悪かった。結局、医療に対して看護師さんですからちゃんとしたそういったプロの1つの基準を持っていらっしゃると思うんですけども、介護保険制度の中の一看護師として、おうちの中に入って、本人の状態以外のことをいろいろキャッチするわけですね。

介護保険制度の中での自分の立場みたいな部分で、やはり今まで訪問看護師ではない人たちが来る中で、その辺の落差、恐らく病院で働いていた人たちがポーンとこういった現場に来る中

で、ちょっと想定されるかなんていうふうに私は前から思っていたんですけどね。

【健康推進課長】病院勤務の看護師につきましては、前回審議していただいておりますが、実際に、看護師としてこれまで職務上、守ってきた知り得た秘密と介護保険の枠組みの中では、別の福祉的な観点から、新たにプライバシーに接し得ると思いますが、各訪問看護ステーション、それぞれの内規で対応できるものと考えてございます。

【会 長】どうぞ、林委員。

【林委員】ちょっと私、せっかくだから教えていただきたいんですけど、前回の13社は今回も先ほど課長のご回答の中で、区内に14社という、包括支援センターか何かの指定の1社だと思うんですけど、あと合計で14社とおっしゃったんですけど、そうすると私がたまたま区のことに行くとサービスをしてくれるのは、1冊の本で、どこでも電話してくださいみたいなのがありますね。ああいうところの個人情報保護の、こういうところに、ちょっとどう言っているかわからないんだけど、要するにこれ全部、何々ステーションと、全部ステーションとついているんですよ。ということは、ほかのいろいろなものを見てみると、ステーションってほとんどついてないんですよ。

だから、デイサービスの話を含めて、有料も含めてですけれども、そうするとこのステーションというのをつけるというのは、何か意味があって、公的なあれで個人情報保護のあれも負わせているという意味なんですか。

【健康推進課長】区内に介護保険制度の枠組みでホームヘルプに行く介護事業所は多々ございますが、ここに訪問看護ステーションと書いてございますのは、普通のヘルパーが派遣されたり、ケアマネージャーがお世話をしに行くのではなくて、あくまで看護師が、医療的な見地からケアをして、医師の診療につなげていく、そのために対応する施設で、訪問看護ステーションと銘打ってございます。ヘルパーたちとは仕事の内容が異なっております。

14と申し上げたもう1つは、新宿区直営の訪問看護ステーションがほかに1カ所ございます。

【林委員】そうすると、これあれですか。個人情報保護を本来義務づける乙は、実際にヘルパーさんを派遣する会社じゃないんですか。ここはそういう実例がないみたいですね。企画したり、そういうことを考えたりするプランの会社のようなので。そうすると実際には、ヘルパーさんを抱えている会社がほかにあるとすると、数多く、それはかなりあると思うんですよ。そちらのほうの個人情報保護というのは、この特記事項の、あれは負わせてはいないんですかね。

【健康推進課長】介護保険の制度の枠組みで対応する訪問介護等の事業所はすべて何らかの個

人情報に対する守秘義務や内規を持っていると思いますが、看護師を派遣する訪問看護はここにあるだけでございまして、ホームヘルプと訪問看護師とは別でございます。

【林委員】 ああ、錯覚してた。すみません。よくわかりました。

【会 長】 ほかにございましたら、どうぞ。

では、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 ありがとうございます。

ご苦労さまでした。

資料18にまいります。

「特定健診特定保健指導事業の分析業務委託について」でございます。

どうぞご説明よろしくお願ひします。

【健康推進課長】 引き続き健康推進課長からご説明いたします。

特定健診特定保健指導事業の分析業務委託についてでございます。条例の根拠としましては、14条第1項の事前報告でございます。

事業の概要ですが、事業名は、国民健康保険及び特定健診・特定保健指導です。担当課は、健康推進課です。

目的でございますが、健診等の結果データとレセプトデータ、レセプトと申しますのは、診療報酬の明細書でございます。このデータを突合して、その上、分析し、新宿区の国民健康保険課加入者の健康実態を明らかにし、効果的な特定健診特定保健指導事業等を実施するためでございます。

対象者は、国民健康保険加入者。事業内容でございますが、20年度から義務化された特定健診、いわゆるメタボ健診と俗に言われている健診でございまして、腹囲がオーバーし、血圧、コレステロール、血糖値のどこかが高い方々について健康づくりのために、詳しい健診を受けていただいて、保健指導に入るものでございます。

その健診や指導のデータとレセプトデータと突合することによって、この特定健診と保健指導によります予防の効果、これを評価するということが求められております。

現在、健診等の結果データは、特定健診等データ管理システムにおいて電子化されております。

また、一方で、レセプトデータにつきましても、一部画像レセプト情報管理システム配信データファイルというファイルで電子化されております。

これらのデータを用いた分析を委託により実施します。特定健診受診者と特定保健指導利用者については、疾病の発症予防、重症化予防等の成果分析をしていただくものでございます。これは生活習慣病の増減や生活習慣病の有病者予備軍への移行者数への減少状況、生活習慣病のリスクなどの減少等について、経年的に分析して、統計データとして、成果物を受け取るものでございます。

2番目に、受診者、利用者ではなく、特定健診の対象者集団についての医療費分析、特定保健指導などを受診した集団と受診しない集団の医療費等の特徴、健診保健指導結果と医療費との特徴を経年的に分析するというものでございます。

3番目は、国民健康保険加入者の疾病分析でございます。

次に、区の保有情報でございますが、保有課は健康推進課。

登録業務の名称は、先ほど申したとおりでございます。

右のほうに、委託先がでございます。厚生科学研究循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業という、これは厚生労働省の補助事業でございます。

その各種健診データとレセプトデータ等による保健事業の評価に関する研究班というのが委託先でございまして、法人格はございませんが、複数の研究者により成立している集団でございます。

研究代表者は、そこに記載のとおりでございます。

データ突合と解析担当もそちらに記載のとおりでございます。

情報の媒体ですが、紙及び電子媒体で、新宿区が持つてございますが、電磁的媒体で提供いたします。

保有している情報項目は別紙1でございます。

別紙1は、かなり書いてございますが、区が持っている情報は、氏名、生年月日、性別、その他のほか、健診結果、問診結果、多岐にわたってございます。

このうち別紙2が、提供するデータでございます。提供するデータのほうですが、健診結果のデータ。健診結果、問診結果、その他、真ん中あたりに整理番号と書いておりますが、こちらが住民番号でございまして、氏名はございません。健診結果データと画像レセプトデータ等を突合するキーとなっている住民番号を暗号化して提供します。

生年月日は年度末年齢に変換した後に提供します。郵便番号も暗号化して提供いたします。氏名や住所については提供いたしません。

次に、画像レセプト情報管理システムの配信データファイルでございますが、こちらもデー

タコードや医療機関コードのほか、次のページになりますが終わりのほうに個人番号、こちら
も暗号化して提供し、生年月日は年度末年齢に変換して提供いたします。最後に、傷病名のデ
ータも生年月日を年度末年齢に変換した後、提供するものでございます。

以上のようなデータを提供して、レセプトデータの数も5万から6万と大量でございますの
で、事務の効率化から外部委託が必要であり、今回、こういう個人情報を突合分析した上で、
統計のデータとして、成果をいただくというものでございます。

委託の開始時期と期限でございますが、この8月1日から23年3月31日、これは研究班の解
散時期でもございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策ですが、契約に当たっては、別紙の特記事項を付しま
す。

事業者側の情報保護対策ですが、取扱責任者と取り扱う者をあらかじめ指定し、提供された
情報は施錠できる金庫に保管し、入退室管理システムを整備、記憶媒体の利用制限、ファイル
サーバーへのアクセス制限、これらを行うこととしてございます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご発言ございましたら、よろしく願いいたします。

本件は了承ということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

資料19になります。

「自殺防止ワークショップの実施委託について」でございますけれども、ご説明願いま
す。

【健康企画・歯科保健担当副参事】健康企画・歯科保健担当副参事の白井でございます。よろ
しく願いいたします。

資料19の自殺防止ワークショップの実施委託についてのご報告をさせていただきます。

内容は、別紙のとおりになります。

条例の根拠が、第14条第1項重要な個人情報の提供などを伴う委託ということになります。

1枚おめくりください。

事業の概要でございますが、事業名、自殺防止ワークショップ実施委託。

担当課は健康部健康推進課となっております。

目的ですが、自殺企図者からの相談等に対応できる人材の育成を促進するためというところでございます。

対象者につきましては、自殺企図者へ対応する相談活動等に関心があり、2日間連続で参加できる方、30人以内を対象と考えております。

事業内容ですが、平成21年8月29日、30日の2日間で実施し、会場は庁内を考えております。実施方法ですが、NPO法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センターへ実施委託をいたします。

周知方法ですが、広報しんじゅく、ホームページ、チラシ、ポスター等により周知いたしまして、ワークショップへの希望者を募ることになります。

委託事業者への個人情報提供については、区において、参加者決定の上、氏名、性別、年齢、応募の動機を抜粋しまして、委託事業者に提供いたします。

1枚おめくりください。

少し詳しくご説明させていただきます。

自殺防止ワークショップの実施委託についてということで、情報の保有課は健康部健康推進課となります。

登録業務の名称は、自殺防止ワークショップです。

委託先は、右側になりますが、NPO法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センターになっております。

情報ですけれども、区におきましては、電子データと、すみません、こちら漏れておりますが、紙媒体も情報として保有いたします。

委託業者におきましても、電子データと紙媒体で情報を提供いたします。

保有している状況ですけれども、区におきましては、応募していただきました方の住所、氏名、性別、年齢、電話番号、応募動機を保有いたします。このうち、委託業者につきましては、氏名、性別、年齢、応募動機につきまして提供する予定でございます。

委託の理由ですが、自殺防止のワークショップの実施にあたり、委託業者につきましては、自殺防止のワークショップ事業の実績があり、プログラムの作成やファシリテーター、サブファシリテーターの手配、運営など区にはない実施能力があると認められるため、今回の相談者の育成を委託し、相談者育成を図っていくものでございます。

委託内容になりますが、自殺防止ワークショップの実施としまして、本ワークショップの企画、立案、周知の補助、ファシリテーター、サブファシリテーターの手配、体験型の講習会等

の実施、資料作成、運営、事業報告書の作成ということで、委託をしております。

委託の開始時期になりますが、平成21年5月ということで、契約が締結しております。

終了は、平成21年9月30日で、事業報告書の提出をもって終了になります。

委託に当たり、区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たり、別紙特記事項を付します。また業務終了後、提供した情報は返却してもらいます。

受託事業者としての情報保護対策につきましては、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定いたします。

また、提供された情報は施錠できる金庫に保管させ、また電子情報はパスワードにより管理する。紙媒体は廃棄してもらいます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞご発言ございましたら、お願いします。

どうぞ、林委員。

【林委員】ここで言う乙は、特記事項の、誰になるんですか。

【健康企画・歯科保健担当副参事】乙は、NPO法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センターになります。

【林委員】ここの30人という方は、不特定多数の応募者ですよ。

【健康企画・歯科保健担当副参事】はい、そうです。

【林委員】この方々には、特に何もあれなんですか。守秘義務じゃないけれども。

【健康企画・歯科保健担当副参事】この方たちというのは、ワークショップの参加者ということでございますか。

【林委員】ええ、そうです。一番、これ、知っちゃうわけですからね。

【健康企画・歯科保健担当副参事】ワークショップの中では、体験型ということでいろいろ話をするようになるかと思うんですけども、その方たちが名前等を言って、個人の特定をしながら、ワークショップを行うということではないというふうに理解しておりますので、例えば、ここで体験した研修については、こんなことを体験してきたよとほかの方に言っていただいてもいいと思っています。

【林委員】この30人の方、不特定多数、要するにそういう体験者だとか、いろいろあれだけでも、要するに相談活動、コンサルタントになるわけでしょうから、一番身近でもって、最前線で相談に乗るんですよ。

【健康企画・歯科保健担当副参事】こちらにつきましては、ワークショップの中で、実際に相談に当たっていただくということではなくて、相談に当たるときのスキルを身につけていただくための研修ということでございます。

【林委員】結局この方々は、最前線でもって実務活動をされるんだらうと思うんですね。そうするとここは法人国際ビフレンダーズのNPOのほうに課しているから、そこに属する人たちだから、自動的にここにも個人情報保護の守秘義務的なあれっていうのは、課せられていくという認識でいいんですか。

【健康企画・歯科保健担当副参事】まず、研修生につきましては、ここの中で、研修を行い、そこで終了するので、この方たちが、そのままこの国際ビフレンダーズの相談者になっていくわけではないんですね。研修後に、国際ビフレンダーズで、ボランティア活動をしてみたいという方が出てくるかもしれませんが、区が行う事業につきましては、研修会の終了をもって終了ということになります。

また、国際ビフレンダーズにつきましては、当然守秘義務をもって相談活動に当たっておられるNPO法人でございますので、実際にそのボランティアとして活動する際には、特段問題ないかと考えています。

【赤羽委員】まだこの委員になって日が浅いもので、基本的なことをお伺いしたいんですけど、例えば区から委託されたこのNPO法人に対して、住所とか電話番号は提供しないんですね。

普通こういった場合は、こういう研修をして、区のかわりに人を集めて、人材育成してということでもあえてそういうところまでは情報提供しないものなんですか。それともケースバイケースなんですか。

ちょっと教えていただけますかね。

【会 長】どうぞ。

【健康企画・歯科保健担当副参事】ケースバイケースというふうに考えておりますが、今回につきましては、この研修で終わって、もしボランティアの活動を希望する人はご自身で登録していただければよろしいかと考えているところでございます。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。

自殺の本筋から離れた質問で恐縮なんですけれども、新宿区の場合は、自殺する人の数というのは。

【健康企画・歯科保健担当副参事】新宿区区内では、昨年度につきましては、79の方が自殺で亡くなっているというふうに把握しております。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

お疲れでしょうけれども、もう少し続けます。

次が資料20です。

「小児生活習慣病予防健診の委託及び再委託について」でございます。

ご説明、よろしく願いいたします。

【学校運営課長】学校運営課長の齋藤でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、資料の20小児生活習慣病予防健診の委託及び再委託について、条例の根拠第14条第1項、個人情報収集に伴う委託等、再委託に基づきましてご説明させていただきます。

お手元の資料2ページ目をごらんいただきたいと思います。

事業の概要でございます。

事業名は、小児生活習慣病予防健診。

担当課は、教育委員会学校運営課でございます。

目的といたしましては、児童・生徒の生活習慣病を早期に発見し、運動指導・栄養相談等を行うことにより、健全な生活習慣や病気の早期予防のための自己管理を身につけさせ、児童・生徒の増進を図る、ものでございます。

対象者といたしましては、小学校4年生と中学校1年生及び翌年度以降の検査が必要とされた者のうち受診を希望する者でございます。

事業の内容といたしましては、各学校で行っています定期健康診断後の検査といたしまして、問診、測定、それから血圧検査を実施し、小児期のメタボリックシンドロームの診断基準を元に総合判定を行うというものでございます。

健診結果の段階別に事後対策といたしまして、健康相談、あるいは栄養指導等を行う。また翌年度以降、経過観察者の追跡健診を行うといったものでございます。

実施内容といたしましては、健診の会場、場所が2カ所ございます。学校医の診療所並びに集団健診会場、これは区役所の会議室を予定しているものでございます。

期間としては、夏季休業中に行うものです。

健診時間は、空腹時とし、診療開始から概ね午前10時までの間といったもので想定しております。

なお、小学校4年、中学校1年及び受診対象者には、学校から受診票等資料を配布いたします。受診希望者は各診療所及び集団健診の受付担当に電話でお申込みしていただきまして、受診時に問診内容等を記入した受診票を持参する。といったものでございます。

対象学年児童生徒数といたしましては、小学校4年生が現在1,363名、中学校1年生が913名、合計2,276名でございます。

なお、本年度が初年度のため、再検査の対象者はありません。

受診見込の児童生徒数でございますが、概ね全児童生徒数の約2割から3割程度。これは既に実施している他区の状況から想定したものでございます。そういたしますと、小学校4年生においては、273名から408名、中学校1年生では、183名から274名と想定しており、合計としては456名から682名といった人数を想定しているものでございます。

次のページ、別紙をごらんいただきたいと思います。

件名としては、小児生活習慣病予防健診の委託及び再委託について、でございます。

情報の保有課としましては、教育委員会学校運営課。

委託先としましては、新宿区医師会学校医会、及び株式会社早川予防衛生研究所に再委託をするといったものでございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、対象者は区立の小学校の4年生、中学校1年生及び翌年度以降の受診者で、項目としては、氏名、学校名、学年、組、健診結果、これは問診内容のほか、そちらに記載の8項目でございます。

処理させる情報項目の記憶媒体といたしましては、紙並びに電子データです。

委託の理由といたしましては、新宿区小児生活習慣病予防健診検討委員会の方針に基づきまして、受診者の利便性を図るため、本健診の会場は集団健診会場及び新宿区各地域の学校医診療所と決定されたため、新宿区の学校医診療所を会場とすることができる新宿区医師会学校医会へ委託するものでございます。

また、血液分析等はこの新宿区医師会学校医会で行うことができないため、新宿区医師会指定の分析業者である株式会社早川予防衛生研究所で行うものでございます。

委託の内容といたしましては、新宿区医師会学校医会への委託内容は、健康診断判定基準及び指導内容作成。各診療所での健診実施及び受診票の回収。集団健診への医師の派遣。医師による健診結果データの確認。健診結果表及び健診結果一覧表の提出。

株式会社早川予防衛生研究所への再委託の内容でございますが、判定システムの構築、集団健診へのスタッフの派遣。検体・受診票の回収及び分析・データ入力。健診結果表及び健診結

果一覧作成。健診結果データ確認のための電磁的媒体資料の作成でございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策としましては、契約に当たり別紙の特記事項を付すものでございます。

また、受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。また、提出された情報は施錠できる金庫に保管する。

以上でございます。よろしく審議のほどお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、ご発言、よろしく申し上げます。

どうぞ。

【赤羽委員】ちょっとお伺いしたいんですが、この問診の中に、該当者のお子さんの親御さんに関する情報、例えばお父さんやお母さんがこういう病気だとか、そういったことというのは、項目としては入っているんですか。

【学校運営課長】特にそちらのほうの記載はございません。

【会長】ほかにありましたら、どうぞ。

【林委員】台帳管理になると思うんですけども、これは何年ぐらい、卒業後というか、何年保管するんですか。

【学校運営課長】今回の健診結果については、定期の健康診断と同じ年数で保有するというところで今のところ考えております。

【会長】ほかにありましたら、どうぞ。

では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】ありがとうございました。

ご苦労さんでした。

では、資料21にまいります。

「災害時の救助活動に必要な情報の提供について」の説明をいただきます。よろしくご説明ください。

【危機管理課長】危機管理課長の藤林でございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

私どもの今回、諮りますものは、諮問事項という形になります。

第11条の第2項第5項、目的外利用と、それから第12条第2項第4号の外部提供についての

諮問事項でございます。

1枚おめくりいただきますと、事業の概要についてのご説明をさせていただきます。

事業名といたしましては、災害時の救助活動に必要な情報の提供に関する業務ということで、これは、具体的に言いますと東京消防庁のほうに情報を提供させていただきまして、消防庁での活動に寄与するというものでございます。

目的としますとここに書かれてあるとおり、高齢者等要介護認定者など自力で脱出や避難することが困難な区民の情報を事前に消防署に提供することによりまして、もしも火災が発生した場合と災害時の迅速な救助活動を支援し、救える命の救助を可能にすると。こういうことで、東京消防庁におきまして、23区一斉に今この業務を展開するという形になってございます。

対象者ですが、ここに書かれてある1、2、3。1につきましては、75歳以上の方で、次のアまたはイに該当する方ということで、ひとり暮らしの方もしくはひとり暮らしの方を除きまして、65歳以上の者で構成された世帯に属する方。

それから、2番としまして、介護保険法に定めます、要介護の認定を受けた方で、アもしくはイに該当する方。これは上の考え方と同じでございます。

それから、3番目としましては、身体障害者福祉法施行規則、別表第5号に規定されております肢体不自由でア、イ、ウに該当する方という形になってございます。

事業内容でございますが、概ね対象とする方が約4万6,000名いらっしゃいます。個人情報をリストアップいたしまして、ご住所、氏名、生年月日、性別をリストアップいたします。これは今言った4つのデータを、所管します消防署、新宿区、四谷、牛込消防署になりますが、3つの消防署に提供いたします。なお、事前に区と各消防署において情報提供につきましては協定を結びたいと思っております。

協定につきましては、資料のほうに案という形でございますので、後ほどご説明させていただきます。

それから、各消防署におきましては、提供されたデータを警防情報システムに入力いたします。そして災害が発生したときには、この警防情報システムに基づきまして、出場指令書の地図上にその方が「♥」でチェックされておりますので、署内の警防情報システム内の情報を無線や携帯電話により出場隊、現場に行く人たちにそれを伝達するというところでございます。

そして、情報をあらかじめ把握して、現場に行った隊員につきましては、現場到着後、直ちに救助、それから救護に着手するというところでございます。

本情報の更新につきましては、年に2回程度させていただきたいというふうに思っております。

す。

続きまして、目的外利用のデータにつきまして、ご説明をさせていただきます。

次のページになりますが、まず1つは、要介護認定者の管理業務に関する情報の目的外利用でございます。

福祉部の介護保険課で行っております要介護認定者の管理業務。その内容につきましては、以下に書かれてあるとおりでございますが、このデータにつきまして、右側私ども区長室危機管理課におきまして、災害時の救助活動に必要な情報の提供に関する業務という形で、情報は紙ベースでいただきます。

内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、介護保険法に定める要介護の認定を受けた者で、先ほど言った住所、氏名、生年月日、性別の項目でございます。

次のページでございます。

目的でございますが、先ほどご説明させていただいたとおり、災害時の救助活動に必要な情報を管轄する消防署に提供するためございまして、本審議会決定後、年2回更新をやりたいと思っております。

次のページでございます。

障害者手帳に関する情報の目的外利用でございます。

これは、福祉部障害者福祉課が行っております障害者手帳、このデータを前段と同じような形で、抽出したものを紙ベースで抽出いたします。

そして、次のページになりますが、それらのものを外部提供という形で、災害時の救助活動に必要な情報の区内の3消防署への外部提供という形になります。

新宿区危機管理課のほうで、先ほどのデータを取りまとめたもの、これは1番、2番、3番と書かれておりますが、こういったものを紙ベースですべてそれぞれ四谷消防署管内の人、牛込消防署管内の人、新宿消防署管内の人に割り振りまして、各消防署のほうにご提供させていただきます。

そして、先ほどご説明したとおり、高齢者、要介護認定者など、自力で脱出や避難することが困難な方に対して、救急活動、救助活動を早くするというものでございます。

なお、提供に当たっての区としての情報保護対策でございますが、各消防署におきましては、東京都の個人情報の保護に関する条例、こういったものに基づきまして、その中には、消防庁で定めた取扱規定もありますが、こういったものにおきまして、情報を保護するという形で対応していただくというものでございます。

それでは、案としまして、お手元のほうに、協定の資料がございますので、協定のほうをご説明させていただきます。

協定書でございますが、新宿区と四谷消防署、牛込消防署、それから新宿区消防署と交わすものでございます。

第1条、第2条等につきましては目的が書かれております。

第3条におきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、名簿記載する情報という内容で、住所、氏名、生年月日、性別が書かれてございます。

第4条におきましては、消防署におきます情報の適正な管理についてうたっております。

第5条につきましては、適正な措置を講じなければならないということと、万が一のときは、第6条に基づいて、速やかに新宿区に名簿を返却してもらうということを定めたものでございます。

以下本審議会でご了解いただきましたら、協定を結ばせていただいて情報管理していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言。

【小菅委員】大変重要な案件でありまして、担当の危機管理課、大変なご努力をされていると思います。

4万6,000名の対象者のうち、現在、把握できているおよその人数はいかほどか。これが1点目でございます。

2点目については、この個人情報の過剰反応が多くて、どうも本人並びに後見人、縁者、近隣の者等が意図的にこの情報を提供しないような傾向が私はあるんじゃないかというふうに思います。

したがって、これを機会に、よりもっとPRするような、パブリックリレーションして、多くの人に情報は守られているんだということを重ねて周知徹底いただき、該当者を一人でも多くリストに挙げていただけないかということが2点目でございます。

3番目は、このリストの中で、有事のときに、私どもすぐに対応できないので、住所、氏名、生年月日、性別のほかに、電話なんか1つ聴取できないか。あるいは携帯電話を含めてですね、電話が聴取できない。今、大変機能が発達していますけれども、電話でもかなり早く把握ができるので、項目を増やせないのかどうか。3点いかがでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【危機管理課長】まず1点目でございますが、これは実は消防だけしかデータが行きません。民生委員さん皆さん、それから町会長さんにつきましては、手挙げ方式、本人の同意によりまして、手挙げしている方の名簿をご提供しています。前回もいろいろとご協力いただきましたが、1,000名を上回らなかつたんですけど、現在約1,500弱の人たちが同意して、お願いしやすというところまで今来ております。

これは、ご指摘のとおり可能な限り、今後ともPRをいたしまして、名簿登録が増加するようやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、項目でございますが、全部消防庁のほうからのご連絡で、ここまでで十分だということでございますので、電話番号等については、都知事からの依頼になりますけれども、項目入ってございませんので、電話番号は入れる形にはなってございません。

以上でございます。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

林委員。

【林委員】3ページに、登録業務で保有している情報項目は何かっていうので、これは登録業務は別の課とは違う部署でされているんだろうと思うんですけども、これはこの情報、こんなに個人情報が入って、これ全部行くんですか。

【危機管理課長】4項目だけです。

【林委員】その4項目、電話番号というのが出たわけですけど、この重要な中から4項目を選んだということのその4項目は既に決定しているわけですね。

はい、わかりました。すみません。

【会 長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】そうしますと、住居なんか変わる人も新宿区は多いんですけど、これは年度ごとに行くわけですか。

【危機管理課長】年2回、リストを更新しまして、実は先ほど言いました4万6,000というデータは結構大変なんです。消防のほうでは、紙ベースのものを署ごとにやりましても、結構量がありまして、それを電子データ化されておまして、具体的に申し上げますと、火事が出たというような状況になりますと、その火事の地区の住所指定のところ、電子データで地図が出されまして、それを現場に持って行って、救出作業等を行うものです。4万6,000件を毎月更新できません。可能な限りということで、年2回程度と言われておりますので、2回程度

にしたいと考えてございます。

【鍋島委員】電子媒体で行くわけですか。

【危機管理課長】私どもから提供するの紙ベースでございまして、それを消防署が打ち込み直すという形になります。

【会 長】ほかにございますか。

本事項は、諮問事項でございますので、承認ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

ご苦労さまです。

それでは、資料24にまいります。

「選挙公報の個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用及び業務委託について」をお願いします。

【選挙管理委員会事務局長】選挙管理委員会事務局長の蒔田でございます。

選挙公報の個別ポスティングのための区広報紙個別ポスティング名簿の目的外利用及び業務委託についてということでございます。

条例の第11号第2項第5号の目的外利用。それから、第14条第1項のその他の委託ということでございます。

事業の概要をお開きください。

事業名は、選挙公報ポスティング業務でございます。

担当課は、選挙管理委員会事務局ということになります。

目的でございますけれども、公職選挙法第170条第2項に基づいた選挙公報の新聞折込み配布を補完する措置として、新聞を購読していない方に対するポスティング配布を行うということでございます。

対象者は、朝日・産経・東京・日経・毎日・読売の6紙、この新聞を購読していない方でありかつ外出の困難なために、選挙公報を入手できない方ということでございます。

事業内容でございますけれども、選挙の折りには、選挙公報というものを発行いたしまして、有権者の方々にお配りするわけですが、新宿区ではこれを新聞折込みという形で配布を行っております。ただ、新聞をおとりになってない方もいらっしゃいますので、その補完措置として区の施設ですとか、民間の施設のご協力をいただいて、そこでも入手できるようにしていただいております。

しかしながら、外出自体が困難で、置いてあるところになかなか取りに行きがたいという方もいらっしゃると思いますので、その方々のために宅配の事業を行うというものでございます。

これにつきましては、昨年度から広報しんじゅく、あるいは議会だよりがポスティング事業を実施しておりますけれども、これにならしまして、次回の選挙から区広報のポスティング名簿を利用した形で事業を実施したいということでございます。

選挙公報の概要でございますけれども、これはタブロイド版、候補者数によってページ数が変わってくるわけですが、次回の都議選ですと1枚ものになろうかというふうに思います。

折込みの部数は、13万7,000ということで、広報と同じでございますけれども、そのほかに今回は、ポスティングの数としては、大体、500未満におさまるだろうというふうに思っておりますけれども、そのようなオーダーの数を想定しているところでございます。

配布方法といたしましては、対象者名簿により業者に委託をした自宅ポストへの投函ということになります。

次のページをお開きください。

こちらは、まず目的外利用の部分についてでございます。

情報の保有元及び保有情報でございますけれども、区政情報課の広報紙個別ポスティング業務に使っております住所、氏名、電話番号のデータを紙の形でいただくということでございます。

区政情報課のほうでは、この情報を区広報紙のポスティングを希望する区民への配布のために保有しているものでございます。

右のほうは、私どもの立場としてでございますけれども、一番下のほうにございますけれども、平成21年7月の都議会議員選挙、ここからこの情報を利用した形でのポスティングを始めたいというふうに考えております。

次の紙をお開きください。

こちらは同じ業務でございますけれども、その業務委託についてということでございます。

登録業務の名称は、選挙公報ポスティング業務、同じでございます。

委託先は、これは新聞の折込み業者という形になります。区広報紙個別ポスティング業務の契約業者という形で、これは随意契約で行いたいというふうに考えております。

委託に伴い、事業者処理をさせる情報項目ですが、住所、氏名、電話番号の3項目でございます。

委託理由は、新宿区広報紙広報しんじゅくのポスティング希望者に選挙公報を配布するためでございます。

委託の内容は、選挙公報を自宅にポスティングするということございまして、委託の開始時期及び期限は平成21年7月以降、継続して行っていくものでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございますけれども、標準的な特記事項、これは次のページに参考までにおつけしておりますけれども、例えば資料等の返還、ポスティングが終わった後は、資料の返還などもさせます。

委託事業者に行わせる情報保護対策ということで、ここに2点挙げてございますけれども、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定させ、提供された情報は施錠できるキャビネットに保管することを義務づけるというものでございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたら、よろしくお願いします。

【副会長】元の情報は広報紙個別ポスティング業務のデータを利用するというので、これは区政情報課が管理しておられるので、お越しいただいた選挙管理委員会とは関係ないかもしれないんですが、ここにある新聞を購読していない人という情報はどういうふうにして集めるんでしょうか。それが結構問題、ここで審議会でやったのかもしれないんですけども、これ、結構問題じゃないかと。そういう情報を集めること自体がですね。これはどうなっているんでしょうか。

【区政情報課長】こちらにつきましては、本人の申し出、ご本人の希望で、ぜひポスティングをしてほしいということで受けた方に対して情報をいただいているという形になっております。

【小菅委員】その情報はどうやってつくるんですか。

【区政情報課長】実は、今、おひとり暮らしの方等にぬくもりだよりというのを高齢者の方に配布したりしているんですけども、その中で、広報紙についてもポスティングをしますよとか、そういう広告を出した後、広報紙自体にも出したりですとか、あとホームページにも出しておりますし、さまざまところで周知を図っているんですけども、まだ先ほどのお話のとおり、500名弱ですので、より多くの方にポスティングをしたいと思いますので、民生委員の方がしていただければ非常にうれしいと思っております。

【副会長】ちょっと意見ですけど、利用目的がすごく、なかなかいいことなので、基本的にはそのテーマごとには認めていくことになると思うんですね。やはりそういう方を支援しよう

と。行政で支援しようというテーマのほうが多いので、いいんですけども、ちょっとこれ、よく気をつけておかないと、そういう情報収集のとり方で、無理があったり、区民の方の意向に沿わないようなピックアップの方法が行われることがないように気をつけていただきたいということ。

だから、これは選挙管理委員会じゃなくて、区政情報課でしたか、そちらにちょっとお願いをしておいていただきたいなと思います。

【区政情報課長】わかりました。

【会 長】ただいまの件、よろしくをお願いします。

ほかにございましたら、どうぞ。

では、本件は承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

きょうは、これで用意しました事項は全部終了ですね。

【区政情報課長】資料22の平成20年度の情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況については、非常に量も多いですので、次回でご報告をさせていただきたいと思うんですけども、資料23の「老人福祉法・生活保護法に係る措置費等の支払事務の委託について」と「新宿区おたっしゅ運動出前講座の業務委託について」は、ちょっと時間がオーバーしてしまいますが、報告をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

【会 長】では、よろしくをお願いします。

それでは、23の「老人福祉法・生活保護法に係る措置費等の支払事務の委託について」でございませう。

【高齢者サービス課】高齢者サービス課長でございます。よろしくお願ひいたします。

めくっていただきまして、事業の概要のところをご覧ください。

事業名が老人福祉法・生活保護法に係る措置費等の支払事務の委託についてでございます。

担当課は、高齢者サービス課と生活福祉課の両課にまたがっておりますが、内容はほとんど同じようなものなので、高齢者サービス課のほうからご説明させていただきます。

対象者は、高齢者サービス課のほうは、養護老人ホーム措置者。生活福祉課のほうは、生活保護受給者で、保護施設に入所する者ということでございます。

事業の内容ですが、老人福祉法に基づく養護老人ホーム、あるいは生活保護法に基づく救護施設、更生施設への入所者に係る措置費等の費用の支払いにつきましては、国と都と市区町村

が負担しております。

老人福祉法のほうは、区市町村だけで負担しておりますが、その中で、老人福祉法、生活保護法による措置では、個々の入所者の措置状況の変化、具体的には入所施設からの入退院や外泊とか、そういうようなところでございますが、その措置状況の変化に応じまして、措置費が月々で変動いたします。支払事務は毎月、毎月、個々の措置費を計算しまして、入所施設からの請求額と突合した上で、施設別に支払うという手続きになっております。

ところが、この措置費の支払事務というのは、支払先となる施設が多数にわたります。老人福祉法のほうでいきますと、現在32カ所ということになります。また、生活保護法のほうでは、20カ所という施設がございます。この施設が多数にわたりますと、また多くの入所者が措置状況の変化、先ほど申し上げましたが入所施設からの入退院とか収入額の変動とかございますが、これによる措置費の変更処理等を伴う複雑な業務となるということで、都内の全市区町村が統一した業者に事務を委託することで請求の受付、審査、支払事務の平準化、効率化を図っているというところが事業でございます。

次をめくっていただきますと、まずは重要な個人情報の提供を伴う委託のご報告でございます。

保有課は、高齢者サービス課、生活福祉課で、そこに①、②とございますが、以下①、②と書かれているのは、それぞれ高齢者サービス課、生活福祉課を指すものというふうにご理解いただきたいと思っております。

委託先は、東京都国民健康保険団体連合会、略して、国保連と呼んでおりますけれども、こちらでございます。

情報でございますが、区の保有は文書、帳票、あるいは電算システムというところでございますが、提供手段は紙による提供でございます。

保有している情報項目、提供する項目、これは同じでございますが、提供する項目につきましては、まず①の高齢者サービス課のほうですが、カナ氏名、個人登録番号、施設名、施設登録番号、措置開始月日、理由、措置廃止月日、理由、病院入退院日、外泊日数、加算認定・取消日というところでございます。

生活福祉課のほうは、②ですが、カナ氏名、施設名、費用区分、施設入（退）所日、在籍入（退）院日、通所・訪問事業利用開始（廃止）日、生活保護費、収入認定額というところでございます。

委託の理由でございますが、4行目のなお書き以下をご覧くださいなのですが、委託先に

つきましては、昭和48年から財団法人東京都高齢者研究福祉振興財団を委託先として実施してきたところでございますが、東京都のほうは事業効率化という観点から支払事務につきましては、平成21年4月より東京都国民健康保険団体連合会に移譲するということになりまして、東京都と財団及び国保連の三者で決定したということでございます。

国保連は、財団が構築しましたシステムを引き継いで行うということになっておりまして、東京都内の全自治体がこの国保連に委託してこの事業を行っているというものでございます。

委託内容につきましては、新宿区と養護老人ホーム、あるいは救護・更生施設の間の措置費等の請求受付・審査・支払いに関する事務でございます。

委託の開始時期ですが、本来、平成21年4月1日から、これでもう現在実施しております。

これは本来、2月の本委員会のほうで、ご報告するところではございましたが、遅くなりましたことをここでお詫び申し上げます。

委託にあたり、情報保護対策ですが、東京都国民健康保険団体連合会との契約では、特記事項を付すということと、あと国民健康保険団体連合会のほうでは、個人情報の保護に関する規則というものをつくっておりますので、それを遵守させるということでございます。

次のページをおめくりください。

こちらのほうは、個人情報の収集を伴う委託のご報告でございます。

委託先は、東京都国民健康保険団体連合会ですが、そこに個人情報の収集をさせるというものでございます。

収集される情報項目ですが、これは先ほどの提供項目と同一内容でございます。

3つ下の委託の内容のところをごらんいただきたいのですが、老人福祉法、生活保護法に基づき、措置した入所者につきまして、国保連が入所施設から情報項目を記載した請求書を受け付けまして、新宿区からの措置開始、廃止、変更通知という内容と照合・審査した上で、新宿区が交付する措置費を施設別に支払うというところではございまして、先ほど申しあげました個人情報の提供、新宿区が国保連に提供した情報と国保連そのものが施設のほうから収集した情報、これを突合させて、照合・審査するというところでございます。

あとの内容は、先ほどと同じでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

【会 長】 ありがとうございます。

どうぞご発言ございましたら、よろしく申し上げます。

どうぞ。

【鍋島委員】これは、21年4月1日以降継続となっていますと、今後はこういうような、こことの契約については、個人情報のこの委員会には出ないということですか。ずっと何年も契約、何年ぐらい契約とかないんですか。

【高齢者サービス課】ここしか契約の相手先がないもので、もうずっとここと契約するということをごさいますて、今回お諮りしたことで、こちらのほうのご了解を得られたら、そのまま続けたいというところをごさいます。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

では、本件は了承ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

どうもご苦労さんでした。

もう1件、どうぞ。

資料8をごさいます。「新宿区おたっしゅ運動出前講座の業務委託について」をご説明いただきます。

【高齢者サービス課】こちらは前回のときに、重要な個人情報の提供を伴う委託のご報告はさせていただきますましたが、重要な個人情報の収集を伴う委託の報告が漏れておりましたので、ご報告させていただきます。

ざっとこの事業のご説明をさせていただきますと、地域で活動していらっしゃる高齢者グループに対しまして、継続して今後も運動する習慣ができるようにということで、区が運動指導員を派遣いたしまして、具体的な運動方法、これを現地の高齢者グループのところに指導員が出張いたしまして、指導し、介護予防のまちづくりを推進するという事業をごさいます。

区のほうからは、この高齢者グループに対する情報を提供、この事業者のほうに提供いたしますが、今回のところをごさいます、同じ事業者でございませけれども、別紙その他の業務委託の4ページをお開きください。

こちらのほうの保有課登録業務の名称は、委託先は同じでございませ、委託に伴い事業者処理させる情報項目のところをごさいます。

こちらでは、対象者、参加者の健康状況、血圧、脈拍、体調についての問診という情報でございませ。

3段下の委託の内容をごらんください。そこの4の数字のところですが、これは指導者が安

全に運動を行うため、運動の開始時と終了時に参加者の健康状況についての把握を行うというところでございまして、初めに体調確認、終わりに体調確認をいたしますが、そのときに血圧、脈拍及びそれぞれ個人、個人から体調について、お聞きするというところでございます。

こういう情報を事業者から収集させるというところでございます。

以上でございます。

【会 長】いかがですか。

どうぞご質問、ご発言ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、本件は了承ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【高齢者サービス課】すみません、会長、1件だけ、前回、宿題をいただいていた件がございます。

いろいろ私ども高齢者サービス課では、高齢者の方から連絡先を記入していただくんですが、そのとき緊急連絡先というものを記入させていただきます。前回、緊急連絡先については、連絡先の相手方から承諾を得ているのかどうかというご質問をいただきました。それにつきまして今回お答えさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【高齢者サービス課】前回も申し上げましたが、緊急連絡先、これがご家族の場合、この場合は当然に同意を得ていると区のほうではみなして考えております。

ということですが、ただそれが知人とか友人という、別住所とか苗字が違う方とか、そういうご関係の場合には、それぞれ口頭でこの方々の承諾を得ていますかということをお聞きすることで承諾の確認ということにさせていただきたいと考えております。

【林委員】前回というのは、いつの、資料幾つでしたかね。

【高齢者サービス課】第1回ですが。

【林委員】資料2にも、後日……、幾つかあるんですけど。前回の資料2のときも後日審議会に報告しますっていうのがあったんですが。

【高齢者サービス課】こちらは高齢者サービス課なので、前回の資料5、6、7、8というのを前回ご報告させていただきました。すべて大体高齢者の方、ご本人に来ていただきますので、緊急連絡先ということをお聞きする際のことでございます。

【林委員】前回、資料2のほうは、審議会に報告しますというのは。

【区政情報課長】 前回、資料2につきましては、きょう諮問事項にさせていただきました地方税のポータルシステムによる年金特別徴収審査システムの作業委託ですので、今回きょう、ご報告、説明させていただきました。

【会 長】 大変よくしていただいてありがとうございました。

ほかにどうですか。

どうもご苦労さんでした。

それでは、これでいよいよ終わりですね。

どうもありがとうございました。

【区政情報課長】 資料の22の「情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について」は、次回の審議会でご報告をさせていただきたいと思います。

ただ、これにつきましては、今週の木曜日に、発行されます6月25日付けの広報で公表いたします。

また、区政情報センターと各図書館等にはこの冊子を備えつけてまして、区民の方に見ていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次回の審議会なんですけれども、7月14日の火曜日の午後2時からを予定しております。

場所につきましては、きょうと同じ第2委員会室という形になりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】 どうぞ。

【赤羽委員】 1つお伺いしたいんですけど、例えば諮問事項と報告事項とそれぞれありますよね。

これ例えば毎回こんなに膨大な量があって、どれも大事なんですけど、例えば実質的には諮問事項がより重要なかなというふうに私なんか思うんですけどね、そういう場合、諮問なら諮問を先にやって、あと報告事項を例えばやるとかしないと。

例えば、もちろん中身があまりにも膨大だし、多岐にわたっているし、これだけの皆さんが審議される中で、先に諮問事項を集中的にやって、あとは報告は別に報告すればいいというものではないんですけど、諮問をこちらが受ける側の1つの覚悟というのかしら、という部分では、多少諮問したり、報告だけになったりということの議事の流れをちょっと少し整理してもらったほうがいいんじゃないかなと、私、きょう、2度目の出席で感じたんですけども。

どんなものでしょうか。

【区政情報課長】ご指摘のとおり、諮問事項を先にとということでやってはいるんですけど、それから後から諮問事項が追加されてしまったりですとか、あと報告者の関係や、時間の関係で、ちょっと後になってしまったりというのがあります。申しわけありません。その辺については、諮問事項を先にするような形で次回から進めたいと思います。よろしく願いいたします。

【鍋島委員】担当課が一緒だったら、一緒のほうが。

【区政情報課長】諮問と報告を合わせたときには、そのときは一緒にやるような形で。

【鍋島委員】じゃないと、行ったり来たりしなくちゃいけないから。

【会 長】またいろいろ要望がありましたら、どうぞ、ご提案していただきたいと思います。いかがですか。

それでは、長時間どうもきょうはご苦勞さまでございました。

どうもありがとうございました。

午後4時23分閉会